

5. 年 金

年金制度

年金制度は、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人を対象とした国民年金（基礎年金）及び会社員等を対象とした厚生年金・共済年金があり、加入者（被保険者）が高齢や障害の状態になったり死亡したりした場合に、本人又は家族に年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

障害基礎年金

【 内 容 】 国民年金に加入している間にかかった病気やケガによって、受給年齢である 65 歳になるまでの間に一定の障害を受けたときに支給される年金です。障害のもととなった病気やケガで初めて医師にかかった日が 20 歳以前である方については、20 歳になったときに手続きができます。障害の程度により 1 級と 2 級に分けられますが、この等級は障害者手帳の等級とは異なります。

【受給の要件】 次の(1)または(2)のいずれかに該当することが受給の要件です。

(1)20 歳以降に障害者となった場合（次の①から③のすべてに該当するとき）

- ①初診日（注 1）に国民年金に加入していること。または、60 歳以上 65 歳未満の間に初診日があること。（日本国内に住所を有する人）
- ②障害基礎年金の障害等級で定められた障害の状態であること。
- ③初診日の前日において、初診日の前々月以前の年金の加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間か保険料免除期間があること。または、1 年間保険料の滞納がないこと（平成 38 年 3 月 31 日まで）。

(2)20 歳未満で障害を受けた場合（次の①及び②のすべてに該当するとき）

- ①障害基礎年金の障害等級で定められた障害の状態であること。
- ②本人の所得が一定額以下であること。

（注 1）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

【 年 金 額 】 平成 31 年 4 月現在

- 1 級…975,125 円（月額 81,260 円）
- 2 級…780,100 円（月額 65,008 円）

【注意】

- (1)障害基礎年金の障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。ご注意ください。
- (2)障害基礎年金の受給者に扶養している子がいる場合には加算額がつきます。
 - 2 人目まで…1 人 224,500 円（月額 18,708 円）
 - 3 人目以降…1 人 74,800 円（月額 6,233 円）
- (3)お子さんが 18 歳になった年度末まで加算されます。お子さんに障害がある場合（1 級または 2 級）は 20 歳の誕生日の前日の属する月までです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9032	FAX0942-30-9107
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

障害厚生年金

【 内 容 】 厚生年金に加入している間にかかった病気やケガによって、一定の障害を受けたときに支給される年金です。障害の程度により 1～3 級まであり、それより軽度の場合でも一時金として障害手当金が支給される場合があります。

【受給の要件】 ① 厚生年金の加入期間中に初診日があること
 ② 保険料の納付要件に該当していること（障害基礎年金と同様）
 ③ 障害認定日において、障害等級表の「1 級」「2 級」「3 級」のいずれかに該当する障害の状態にあること。

【 注 意 】 (1)障害厚生年金の障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。ご注意ください。
 (2)年金額は、勤続年数、給与月額等によって違います。問合せ先へおたずねください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米年金事務所	〒830-0037	諏訪野町 2401	☎0942-33-6192	FAX0942-34-2449

特別障害給付金

【 内 容 】 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、平成 17 年 4 月より特別障害給付金制度が始まりました。

【受給の要件】 (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する方。ただし、65 歳に達する前日までに請求する必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。また、給付金を受けるためには、日本年金機構の認定が必要になります。

【 支 給 額 】 障害基礎年金 1 級に該当する方 月額 52,150 円
 障害基礎年金 2 級に該当する方 月額 41,720 円
 （平成 31 年 4 月現在）
 支給額はご本人の所得、他に受給している年金、手当により減額や停止される場合があります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9032	FAX0942-30-9107
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732